

## 北海道福祉サービス第三者評価結果報告書

2020年3月24日

北海道福祉サービス第三者評価事業推進機構 宛

〒 060-0005

住所

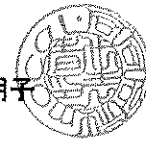
北海道札幌市中央区北5条西23丁目  
1-10-501

電話番号 011-641-9010

評価機関名 合同会社 moca l

認証番号 北海道 17-004号

代表者氏名 代表社員 宇津野 朗子



下記のとおり評価を行ったので報告します。

## 記

評価調査者氏名・ 分野・ 評価調査者番号	評価調査者氏名		分野	評価調査者番号
	(1)	高橋 春美	総合	第0018号
	(2)	神内 秀之介	総合	第0068号
	(3)	井上 秀美	福祉医療保健	第0173号
	(4)			
	(5)			
サービス種別	保育所			
事業所名称	旭川市立近文保育所			
設置者名称	旭川市			
運営者(指定管理者)名称	同上			
評価実施期間(契約日から報告書提出日)	2019年7月16日	~	2020年2月26日	
利用者調査実施時期	2019年8月21日	~	2019年10月25日	
訪問調査日	2019年11月28日			
評価合議日	2020年1月9日			
評価結果報告日	2020年3月24日			
評価結果の公表について運営者の同意の有無 <input checked="" type="radio"/> 同意あり <input type="radio"/> 同意なし				
※評価結果の公表について運営者が同意しない場合のみ理由を記載してください。				

北海道福祉サービス第三者評価結果公表事項

①第三者評価機関名

合同会社 m o c a l

②運営者(指定管理者)に係る情報

名称：旭川市

代表者氏名：旭川市長 西川 将人

所在地：〒070-8525 旭川市6条通9丁目

TEL 0166-26-1111

③事業所の基本調査内容

別紙「基本調査票」のとおり

④総評

◇特に評価の高い点

◆子どもを尊重した保育の取り組み

子どもを尊重する保育姿勢、及び互いに尊重し合える保育対応方針からなる保育実践について、特別支援保育の障害児対応や日本人以外の入所状況も踏まえて、保育懇談会・父母と職員の会等を通じて保護者理解を図る取り組みに努めている。またその保育実践を活かして子育て支援講座への講師派遣や妊婦とそのパートナーの保育体験講座の開催等、公設保育所としての役割を担い、取り組んでいる。

◆公設三保育所間等と連携した情報交換からの保育

公設三保育所間の委員会等に関わり保育所マニュアルや事故防止マニュアル等、標準的な実施方法について情報交換を密にして、保育所内の環境に応じた業務手順等から基本的な保育・支援の質の向上に向けて標準的な実施方法を見直し、確立している。また、旭川市全体を視野に入れた保育支援体制として障害児に対する特別支援保育に取り組み、子どもや保護者等の関連する施設や組織と連携した情報交換を行いながら保育実践に取り組んでいる。

◆遊具中心の遊びから自然とのふれあいを重視した遊びに変えて子どもの主体性を育む

園庭の遊具を活用しながら、古タイヤ、廃材などを利用した遊びや泥遊び、砂遊び、木登りなど自然とふれあう遊びを積極的に取り入れている。従来の定型的な遊びではなく、子どもが身体を動かし、子どもが自ら自由に遊びを考え出すプロセスを重視している。保育士は管理的ではなく、子どもの生命に危険がない限り子どもを見守る視点をもって関わっている。子どもたちが自発的に遊びを進めていく中では、子どもたち同士の話し合いの場を大切に、譲り合いや子ども同士でお互いの時間や行動を尊重し合う大切さなどを学んでいる。さらに子どもは自由な発想を実現させていくことで、考える力が養われ、遊びを通して満足感、達成感、協力する力など子どもの主体性が育まれている。

◇改善を求められる点

◆意見とともに苦情対応への機能的な仕組みを活かした保育実践の発信

苦情解決の体制を整えて保護者等へ周知が図られているが、現状で苦情件数が0件である。苦情解決の仕組みをマイナスイメージと捉えるのではなく、保護者等からのアドバイスを受ける仕組みとして機能しているかの検討を行うことが望まれる。また、苦情を申し出やすい意見箱の設置、第三者委員による相談日の設定等、苦情を受け付ける工夫の検討も望まれる。保育の質の向上のために日々行われている保護者からの意見に対応する工夫とともに、苦情の受付対応の両視点から申し出た保護者等に配慮した公表の在り方等も含めて仕組みを充実させることが期待される。保育所として子どもや保護者等の多くの声が寄せられた環境の中で営まれる工夫された保育実践を市立保育所の役割として保護者等市民及び保育関係者へ発信することが期待される。

⑤第三者評価結果に対する事業者のコメント

第三者評価を受審するにあたり、全職員で各種マニュアル、保育環境、保育内容等の振り返りや見直し、再確認を行う中で、新たな気づきをたくさん得ることができました。話し合いの機会を多く持ち、気づきを共有し合い、職員全体で共通認識を持ち取り組んだことは、保育を実践していく上でも意義深く、貴重な体験となりました。

今回の総評で良い評価をいただいた保育の環境設定については、日頃より力を入れ取り組んでいることに評価いただいたことで、大変励みになりました。子どもの主体性を大切にし、より良い保育をするために、今後も組織的、継続的な保育の質向上に向けた取り組みを行っていきます。

また、改善を求められる点や保護者アンケート結果については、真摯に受け止め、改善点や課題を明確にし、できることから改善に努め、子どもたちにとって楽しい保育所、保護者にとって安心して預けられる保育所となるよう職員一同努力していきたいと思っております。

⑥評価対象項目に対する評価結果及びコメント

別紙「評価細目の第三者評価結果」のとおり

## 北海道福祉サービス第三者評価・基本調査票

本調査票は、貴事業所の基本的な概要について記載していただくものです。

本調査票の記入日： 令和 1 年 10 月 1 日

経営主体 (法人名)	旭川市		
事業所名 (施設名)	旭川市立近文保育所	事業種別	保育所
所在地	〒 070-0823 旭川市緑町16丁目		
電話	0166-51-0352		
FAX	0166-51-0352		
E-mail	tikabumihoiku@city.asahikawa.hokkaido.jp		
URL			
施設長氏名	多田 恭子		
調査対応ご担当者	多田 恭子 (所属、職名：近文保育所 所長)		
利用定員	96名	開設年	昭和 36年 12月 日
<p>理念・基本方針：</p> <p>保育理念：児童憲章を基本として、乳幼児の心身共に健やかな発達を保障し福祉の増進を図る。知育、徳育、体育及び情操教育を重んじ、乳幼児の将来において調和のある人格を育て日本文化に親しみ、社会に適応して自立することを目指す。</p> <p>基本方針：○保育所保育指針に基づき日々の保育を実践する。 ○子どもが健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動できるようにし、健全な心身の発達を図る。 ○家庭や地域との連携を図り、養護と教育が一体となって、豊かな人間性をもった子どもを育成する。 ○地域における子育て支援のために、乳幼児などの保育に関する相談に応じ、助言するなどの社会的役割を果たす。</p>			
施設・事業所の特徴的な取組：			
第三者評価の受審回数（前回の受審時期） 0 回（平成 年度）			
開所時間 (通所施設のみ)	保育標準時間	午前7：00～午後6：00	
	保育短時間	午前8：30～午後4：30	
	延長保育	午後6：00～午後7：00	

**【当該事業に併設して行っている事業】**

(例) ○○事業 (定員○名)

【利用者の状況に関する事項】（令和元年 10月 1日現在にてご記入ください）

○年齢構成（成人施設の場合（高齢者福祉施設、高齢者福祉サービスを除く））

18歳未満	18～20歳未満	20～25歳未満	25～30歳未満	30～35歳未満	35～40歳未満
名	名	名	名	名	名
40～45歳未満	45～50歳未満	50～55歳未満	55～60歳未満	60～65歳未満	65歳以上
名	名	名	名	名	名
					合 計
					名

○年齢構成（高齢者福祉施設・高齢者福祉サービスの場合）

65歳未満	65～70歳未満	70～75歳未満	75～80歳未満	80～85歳未満	85～90歳未満
名	名	名	名	名	名
90～95歳未満	95～100歳未満	100歳以上	合 計		
名	名	名	名		

○年齢構成（児童福祉施設の場合（乳児院、保育所を除く））

1歳未満	1～6歳未満	6～7歳未満	7～8歳未満	8～9歳未満	9～10歳未満
名	名	名	名	名	名
10～11歳未満	11～12歳未満	12～13歳未満	13～14歳未満	14～15歳未満	15～16歳未満
名	名	名	名	名	名
16～17歳未満	17～18歳未満	18歳以上	合 計		
名	名	名	名		

○年齢構成（保育所の場合）

6か月未満	6か月～1歳3か月未満	1歳3か月～2歳未満	2歳児	3歳児	4歳児
名	6名	5名	11名	19名	18名
5歳児	6歳児	合 計			
25名	8名	92名			

○障がいの状況

・身体障がい（身体障害者手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

障害区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害	名	名	名	名	名	名
聴覚又は平衡機能の障害	名	名	名	名	名	名
音声・言語、そしゃく機能の障害	名	名	名	名	名	名
肢体不自由	名	名	名	名	名	名
内部障害（心臓・腎臓、ぼうこう他）	名	名	名	名	名	名
重複障害（別掲）	名	名	名	名	名	名
合計	名	名	名	名	名	名

※区分が異なる複数障害で等級の認定がなされている場合は「重複障害」に記入ください。

・知的障がい（療育手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

最重度・重度	中度	軽度
名	名	名

・精神障がい（精神障害者保健福祉手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

精神疾患の区分	1級	2級	3級
統合失調症	名	名	名
そううつ病	名	名	名
非定型精神病	名	名	名
てんかん	名	名	名
中毒精神病	名	名	名
器質精神病	名	名	名
その他の精神疾患	名	名	名
合計	名	名	名

○サービス利用期間の状況(保育所を除く)

～6か月	6か月～1年	1年～2年	2年～3年	3年～4年	4年～5年
名	名	名	名	名	名
5年～6年	6年～7年	7年～8年	8年～9年	9年～10年	10年～11年
名	名	名	名	名	名
11年～12年	12年～13年	13年～14年	14年～15年	15年～16年	16年～17年
名	名	名	名	名	名
17年～18年	18年～19年	19年～20年	20年以上		
名	名	名	名		

(平均利用期間： )

【職員の状況に関する事項】 (令和元年 10月 1日現在にてご記入ください)

○職員配置の状況

	総数	施設長・管理者	事務員		
常勤	25名	1名	名	名	名
非常勤	16名	名	名	名	名
		介護職員	保育士	看護職員	OT、PT、ST
常勤	名	名	17名	名	名
非常勤	名	名	12名	名	名
	管理栄養士・栄養士	介助員	調理員等	医師	その他
常勤	1名	名	4名	名	2名
非常勤	名	名	2名	2名	名

※職種を空欄にしている箇所は、施設種別に応じて記載以外の主要な職種を記入してください。

※保健師・助産師・准看護師等の看護職は「看護職員」の欄にご記入ください。

○職員の資格の保有状況

社会福祉士	名 ( 名)
介護福祉士	名 ( 名)
保育士	18名 ( 12名)
栄養士	2名 ( 1名)
調理師	2名 ( 名)

(非常勤職員の有資格者数は ( ) に記入)

【施設の状況に関する事項】

※耐火・耐震構造は新耐震設計基準（昭和56年）に基づいて記入。

○成人施設の場合

(1) 建物面積	㎡		
(2) 耐火・耐震構造	耐火	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
(3) 建築年	昭和	年	
(4) 改築年	平成	年	

○保育所の場合

(1) 建物面積 (保育所分)	611.83㎡		
(2) 園庭面積	769㎡		
(注) 園庭スペースが基準を満たさない園にあっては、代替の対応方法をご記入ください。			
(3) 耐火・耐震構造	耐火	<input checked="" type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震	<input checked="" type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
(4) 建築年	昭和	58年	
(5) 改築年	平成	23年	

○児童養護施設の場合

(1) 処遇制の種別（該当にチェック）	<input type="checkbox"/> ・大舎制	<input type="checkbox"/> ・中舎制	<input type="checkbox"/> ・小舎制
(2) 建物面積	㎡		
(3) 敷地面積	㎡		
(4) 耐火・耐震構造	耐火	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
(5) 建築年	昭和	年	
(6) 改築年	平成	年	



**【ボランティア等の受け入れに関する事項】**

・平成 30 年度におけるボランティアの受け入れ数（延べ人数）

2 人

・ボランティアの業務：相撲の行司，クリスマスお楽しみ会のサンタクロース役

**【実習生の受け入れ】**

・平成 30 年度における実習生の受け入れ数（実数）

社会福祉士 \_\_\_\_\_ 人

介護福祉士 \_\_\_\_\_ 人

その他 141 人 保育士・看護師・子育て支援員

**【サービス利用者からの意見等の聴取について】**

貴施設（事業所）において、提供しているサービスに対する利用者からの意見を聞くためにどのような取り組みをされていますか。具体的にご記入ください。

・アンケートの実施  
行事終了後に保護者に対してアンケートを行い、アンケート結果を書面掲示している。また、意見・要望があった場合は、職員間で情報を共有し、次年度の行事（事業）に反映させている。意見・要望は、行事内容に限らず通常の保育についても聞いている。

・役員会・懇談会等で意見・要望等を直接聴き取りしている。

**【その他特記事項】**

# 評価細目の第三者評価結果（保育所）

## 評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

### Ⅰ-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	コメント
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
1	Ⅰ-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a	理念基本方針は、保育所の玄関入り口に掲示されている。事業計画である「全体的な計画」は要覧に記載され職員には会議や契約更新時等、保護者には、わかりやすく全体懇談会や個別懇談会でパワーポイントでの資料に基づいた説明をし理解を促進している。

### Ⅰ-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	コメント
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
2	Ⅰ-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a	年度毎の予算策定に向け、市の策定プロセスに沿って決められた時期までに定められたフォーマットで事業評価・行政評価を実施し、保育所を取り巻く現状について把握分析している。
3	Ⅰ-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b	施設の個別具体的な課題があっても、市の行政機能の一部として限られた一般財源の中での運営であることと、市立の3保育所の中での協議が必要であり施設単独の課題の改善を進めることが難しい。今後は意思決定のプロセスにおいて、それぞれの地域や現場の意思決定が予算策定などだけでなく早期に対応できるシステムが構築されることが期待される。

### Ⅰ-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	コメント
Ⅰ-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
4	Ⅰ-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b	中長期的なビジョンとして「旭川市子ども子育てプラン」を保育所の中長期計画として掲げている。しかし旭川市内の市立3保育所や子ども子育て全体的なビジョンであり当該園の具体的な方向性についての明示には至っていない。今後は、本体計画策定のプロセスに所長など保育所の代表が直接参画されることや具体的な当該園の3年から5年のビジョンについて計画され示されることが期待される。
5	Ⅰ-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b	旭川市の「市立保育所の在り方及び市保育士の人材育成に係る方針」については、ワーキンググループに参画し、評価・見直しにも携わり単年度の事業計画に反映されている。しかし「旭川市子ども子育てプラン」では、当該園のプランの具体性に欠けているため単年度計画に反映されているとは言いがたい。今後は、中長期計画策定プロセスの一部だけではなく全体に初めから参画できる取組が期待される。
Ⅰ-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
6	Ⅰ-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b	市立の3園の協議により策定されている。実施状況の把握や評価・見直しについてはそれぞれの保育所の所長と正職員が中心的に取り組んでいる。今後は、非常勤や代替職員、調理・厨房などすべての職員の意見を取り入れ参画できる機会や方法が十分に確保されることが期待される。

7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a	年度当初の総会や役員会、個別懇談会などで独自に作成した資料を元に事業計画や行事計画について口頭ならびに文書配布にて周知している。また、園庭の改修などについても園独自で進めるのではなく、協議検討に保護者を巻き込んで計画し実施している。
---	-------------------------------------	---	--

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果	コメント
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b	正規職員は、保育士としての自己評価を年に2回実施しており、人事評価についても年に2回実施されている。また、非正規や代替職員などについても取組を始めたところである。今後も継続的に実施し、質の向上が担保できる体制が整備されることが期待される。
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b	現行の取組は正規職員中心で、評価会議が実施されその結果を掲示するなど取り組んでいる。今後は、現在取り組み始めた非正規や代替職員の参画も含めた質の向上が担保できる取組の体制が整備されることが期待される。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	コメント
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	所長は、自らの役割と責任、権限について保育所マニュアルに明示し会議や引継ぎ時などことあるごとに表明している。また時間の許す限り保育の現場に入り職員と協働することで職員とのコミュニケーション機会を増やし理解を促進している。
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a	所長は、遵守すべき法令などを整理し、市立3保育所の所長会議・外部研修参加や行政通知、専門雑誌などから情報を収集し把握する取組を実践している。毎日の打合せや会議等で最新の情報や関係法令について口頭や回覧等で伝達している。
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a	所長は、公式な会議・研修のみならず、私費やプライベートな時間においても関心や必要と感じているテーマの研修に参加し、内容について会議や打ち合わせ、また保育の現場での実践に入ること職員へ周知して質の向上に自ら働きかけている。
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a	研修に力を入れることを職員に表明し、自らも実践している。保育所全体の質の向上の課題となる非正規や代替職員への評価の機会を設ける取組を始めるなど積極的に実践している。

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	コメント
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b	正規職員の採用並びに現場の非正規や代替職員の採用についても人員確保の状況に留まっている。今後は本来的に目指す保育所の在り方やビジョンを策定し、それに基づいた必要とされる福祉人材の採用・定着・育成などの計画が立案されることが期待される。

15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b	正規職員は、定められた人事考課制度等の既定に沿って人事管理が実施されている。また、非正規や代替職員には「求められる保育士及び業務にあたって必要な知識と技術」を明示した上で、契約更新時も含め、評価につながる面談を始めている。今後も継続的に全体の人事管理が実施されることが期待される。
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b	働き方改革の取組について説明し、有給休暇の取得や残業時間の削減に取り組んでいるが、業務が正規職員や一部の職員に偏るなどの課題を把握しつつも改善に繋がっていない。今後は全体的な業務負担の見直しやストレスチェックの全職員実施など、改善が促進されるような取組が期待される。
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b	正規職員は、人事管理の中で市職員としての育成について取り組まれている。保育の質の向上を基盤とした育成としては、「求められる保育士及び業務にあたって必要な知識と技術」を明示し、非正規を含め職員の育成の方向性を周知している。ただし、全ての職員一人ひとりを対象として個別の育成計画の策定には至っていない。今後は現在実践している取組を基盤としつつ、保育の質の向上へ繋がる個別育成の取組が構築されることが期待される。
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b	年度で全体の方針や目標・計画については策定されている。ただし、それぞれに必要な教育の機会の確保や外部研修を含めた機会の確保は、契約パターンによって実施されていない。今後は必要に応じた教育や研修機会の確保ができるような体制の改善が期待される。
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b	限られた時間の中で、会議などの時間を有効活用し全ての職員が教育や研修の機会が確保されるように工夫している。今後は、非正規や代替職員であっても、外部の教育や研修の機会が必要であれば業務として確保されるにはどのように体制を整備すれば良いかなどを検討し、職員一人ひとりの育成に必要なとされる教育・研修の機会が確保されることが期待される。
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
20	II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a	すでに整備されていた実習生受け入れマニュアルを見直し、不十分であった実習生を受け入れる意義や方針などが明示され、関係帳票も揃え、要請があれば、実習指導担当者である主査を中心に実習生の受け入れを実施している。

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果	コメント
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b	旭川市のHPや広報誌に全体の予算や行政評価の結果などについては掲載されている。ただし当該園の状況については、市民や保護者・関係者から見てわかりやすい表現には至っていない。今後は現在利用中の保護者や家族、また今後利用を検討している市民などが見ても、保育所の事業の状況や取組、また目指している方向性などがわかりやすくなるような広報誌の作成やHP改訂、更新などの検討が期待される。

22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a	保育所での事務・経理・取引の執行については、市のルールである「契約事務の手引き」「財務会計システム執行系事務取扱」に則り行われ、実際の運用においても市役所とオンラインで結ばれているシステム上で執行状況が確認できる仕組みとなっており、保育所と市の担当部署でチェック機能が働くように体制が整備されている。また全体の監査として会計検査院の監査が定期的に行われている。
----	---	---	--

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	コメント
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b	子どもたちと一緒に町内をまわり夏祭りや運動会などの行事案内をしている。また、夏休みのラジオ体操に園庭を活用してもらうなど地域と子どもたちがつながる取組をしている。また今年度は旭川市主催のアートイベントに子どもたちの作品を出品している。今後は、保育所として地域交流についてどのようなコンセプトで展開していきたいのかビジョンや方針、指標をあらかじめ明示した上で、職員や携わっている保護者と共通の認識のもと取り組まれることが期待される。
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a	ボランティア受け入れに対する基本的な姿勢や体制などを整理したマニュアルを整備し、ボランティアの受入れを実施している。保育所が取り組んでいる相撲や地域の伝統文化を知るためのボランティアなども導入している。
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
25	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	必要な関係機関がリスト化され、適宜更新され職員間で共有されている。事例を機会に医療機関や子ども総合相談センターや相談支援事業所、児童発達デイサービスなどとの連携を展開している。地域のネットワーク「たいせつネット」にも参画し会議にも定期的に出席している。
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
26	II-4-(3)-① 保育所が有する機能を地域に還元している。	a	旭川市立の他の2園とも連携し市の保育事業全体のモデルとなり牽引していくことを目標とし、園開放や妊婦とパートナーの保育体験事業を実施するなど取り組んでいる。また、子育て支援員やファミリーサポートセンターの会員に対し、保育講話や実技指導を行い、ペアレントトレーニング研修のサポートや地域の子育て環境の充実や活性化に取り組んでいる。
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a	子ども総合相談センターとの連携により、地域の子育て支援の相談窓口の機能を果たしている。また「妊婦とパートナーの保育体験事業」を実施し、初めての出産に不安を持つ妊婦や若い世代の夫婦に対する相談支援などを行い不安の低減や具体的なアドバイスなどを行なっている。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	コメント
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	職員全員に配布する保育所マニュアルの最初の頁に子どもの最善の利益を考慮した保育理念や保育の基本方針を掲げている。保育理念と基本方針を明示した全体的な計画を職員及び保護者に配布し、各クラス単位で保育室の壁に掲示して常に職員と保護者等の共通理解をもつ取組が行われている。

29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	a	保育所マニュアルに子どものプライバシー保護についての項目を立てて排泄及び着脱等について留意点を明記して職員の理解を図っている。虐待対応マニュアルを整備して職員の理解を図りながら、人権擁護のセルフチェックリストの活用や虐待防止の研修を行い、子ども権利擁護を意識した保育に努めている。
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	b	利用希望者の見学対応表を作成し、予約手順、当日の要覧等の資料手渡しから見学内容、育児相談時間を設けるなど見学対応表の手順に従って所長、主査等が丁寧に行っている。保育所としての情報発信の課題を認識しており、認可保育所等施設案内様式での可能な対応から各種資料提供について柔軟で積極的な情報発信の取組が期待される。
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b	保育開始時に「入所のしおり」等の資料を用いて保育所生活について具体的・詳細に説明を行い、各種同意を得ている。進級等時にも保護者の意向に配慮した説明を行い、同意を得ることに努めている。障害児保育等の配慮の必要な子を抱えた保護者等に対してPDCA的な対応で保護者同意を得ながら取り組んでいる。今後はその事例を活かし、特に配慮が必要な保護者への説明対応等ルール化が期待される。
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a	保育所等の変更・転所時には、「引き継ぎシート」を作成し、「保育所を転所・退所されるみなさんへ」に相談窓口担当者を明記して手渡す等、転所後も見通しを持って安心して過ごせるように配慮が行われている。
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。			
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a	子どもたちの順番待ち、目的を持った遊び等の行動観察から保育生活上の満足感把握に努めている。園庭の遊びを遊具中心の視点から子どもの主体性を尊重した視点へ切り替える取組から子どもの姿が変わり、その変化を保護者も気づく等の満足感を高める保育が行われている。保育懇談会や行事及び行事以外の姿勢・運動や生活習慣のアンケート実施時に保護者の満足感を把握することに努めている。
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見を述べやすい体制が確保されている。			
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b	苦情解決の仕組みについて玄関に掲示し、重要事項説明時に説明しているほか、保育だよりに仕組みを掲載して保護者が申し出やすい対応に取り組んでいる。苦情解決の体制が整っているが現状で苦情件数が0件であることから、意見箱の設置、第三者委員による相談日の設定等、苦情を受け付ける工夫や機能する仕組みとして再検討することが期待される。
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a	保護者説明会等で日常的に接する職員以外に「誰にでも相談を」と説明し、保育だよりで「ご意見・ご要望のためのしくみ」の周知を行っている。送迎の際には、保護者との対話や事務室のドアを常時開けて、職員へ声をかけやすい雰囲気づくりに努めている。相談を受けた場合はプライバシー保護を配慮した空間で対応している。
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b	主査の職務として保護者との連携の在り方や相談等の体制を明確にした保育所マニュアルを整備し、年度末には定期的に見直しを行っている。行事等のアンケートを活用して保護者の意見を把握する取組が行われている。意見箱の設置がアンケート実施時のみであるため常設化を検討し、苦情にかかわらず、意見・要望・提案等が申し出やすい体制の整備・充実に取り組むことが期待される。
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。			
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a	事故防止マニュアルを整備して手順等を明確にし、主査をリスクマネージャーとした体制を構築している。3年に一度、全市立保育所でリスクマネジメントの集計・分析検討委員会が開催されている。また、今年度からは園独自の分析検討委員会を開催予定としている。事故防止に関する研修会を開催し具体的な事故防止等の安全確保の研鑽を行い、実効性を高めている。

38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a	感染予防策、衛生管理、健康管理、疾患別対応、留意すべき感染症、発生時の対応等のマニュアルを整備している。感染症対策委員会を設置して定期的な研鑽研修会が開催され、マニュアルも毎年見直しが行われている。保護者へは玄関掲示のみならず保育所だより、クラスだより、保健だより及び病児保育分野の情報誌「まほうのちから」等で情報提供されている。
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b	毎月、避難訓練を実施し、年1回の防災訓練時には消防士による実践的な通報訓練や消火訓練等の指導を受けている。災害時用の緊急連絡用電子メール連絡システムを構築して、保護者等に一斉連絡をする体制を整えている。備蓄リストが食料品主体となっているので備品についてのリスト化等、避難時及び保育の継続も勘案する子どもの安全・安心に取り組むことが期待される。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果	コメント
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a	標準的な実施方法として「保育マニュアル」を整備し、全職員に配布を行うとともに定期的に内容の研修会を行っている。保育の取組がPDCA的に行われているかを所長・主任が確認し、クラス会議でも確認を行う仕組みとなっている。保育が画一的にならないようにマニュアル内に、子どもの姿の気づきや保育士自身の関わりを捉えなおすこと、振り返り続けることによる保育の質を高めることを明示して実践に取り組んでいる。
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	市立3保育所で委員会を立ち上げて各マニュアルや指導計画等の見直しを定期的に行い保育所マニュアルに反映させている。特に散歩時の安全管理についてはマニュアル内に明記して保育所独自の定期的な見直しから成熟を図っている。
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a	指導計画の策定責任者を主査として各種指導計画が策定されている。計画策定は保育の記録とリンクさせて「保育に取り入れたい視点」から保育の質を高める重要なプロセスとしてアセスメントを意識した計画策定が行われている。特別支援保育に取り組み関係機関や特別支援コーディネーター等の助言・情報も得て個別支援計画を作成し、保護者の意向確認を行いながら保育に取り組んでいる。
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a	保育所マニュアルの指導計画作成のPDCA手順に従い定期的に作成、評価、見直しの体制が整っている。計画は、主査の確認、子どもによっては、主査と主担任と一緒に発達の観察を行い策定され、所長の指導・助言を得る仕組みとなっている。指導計画はクラス担任全員に周知され、職員の共通認識のもとに保育が展開されている。
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a	保育記録等は統一した様式よって記録され、保育所マニュアルの保育記録項目と記録要領より、職員間の記録内容や書き方に差異が生じないように行われている。各種記録は職員室の所定箇所や保管され全職員が共有閲覧できる環境にある。クラス会議やケース会議が定期的に関催され情報を共有し、さらに必要な時は随時追加開催されている。
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a	子どもに関する記録は事務取扱規定、個人情報保護条例等を整備し管理責任者を所長として鍵付きの所定のキャビネットに保管されている。個人情報保護の観点から新人研修のみならず既存の職員にも研修が行われている。守秘義務誓約書等は職員、実習生、ボランティア等より同意サインを得て規定の理解・遵守を徹底している。保護者へも重要事項説明時に個人情報の取扱いを説明・周知して同意書を得ている。

評価対象 保育所 付加基準

A-1 保育内容

	第三者評価結果	コメント
A-1-1 保育課程の編成		
A-1-1-1-1 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	a	保育過程は保育指針に基づいた保育理念、基本方針、保育目標があり、全体的な計画とし、子どもの成長発達や地域の実態を考慮して年齢別に年間・月間・週間指導計画として編成し毎年職員が参加し見直しをしている。
A-1-1-2 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-1-2-1 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a	温度・湿度計の設置、定期的な消毒や安全面に対するチェックリストを活用して安全な環境管理をしている。教材や遊具などは園児が自分で出し入れしやすい場所に設置され、自己管理しやすい家具の配置で整理整頓されている。また段ボール利用の寛ぎのスペースを作ったり、園児の創作作品の展示や各種の便り、近隣の近文小学校だよりなども掲示されている。園庭は滑り台やブランコなどを活用しながら、タイヤ、自然の土や木などを配置し自由に遊ぶスペースとし、子どもが安心して伸び伸びと心地良く過ごす環境づくりに取り組んでいる。
A-1-1-2-2 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a	入所時にアセスメントシートで保護者から子どもの育ち、家庭環境、生活状況、健康状態などの情報を得ている。一人ひとりに合った有効な声かけや関わりを把握し個別指導計画に組み込み、子どもが安定した気持ちで生活できるようにしている。個別計画は定期的な見直しを行い、クラス担当保育士だけでなく他の保育士から助言を得たり、日々の情報共有や随時協議し、きめ細かな働きかけをしている。
A-1-1-2-3 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a	子どもの成長に合わせ、食事、排泄、着脱、清潔などの基本的な生活習慣が確立できるように、保護者と家庭の様子や保育所での様子を伝え合いながらすすめている。日課に沿ったルールや創造的な遊びなどから集団活動を通して子ども同士が学ばう機会にしたり、個別計画で個別に目標達成が出来る関わり方で子どもの主体性や自分でやろうとする気持ちを育む関わりをしている。
A-1-1-2-4 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a	園庭は滑り台やブランコなどを活用しながら、タイヤ、自然の土、木、廃材利用などで子どもが自然と触れ合いながら自由に遊べたり、自然の草木を材料にした創作作品を個性豊かに表現する機会が多くある。子どもが自ら遊びを創造していけるように見守りながら、遊びを通して子ども同士がルールを作り守ることや協力することの大切さを身につけ創造的な遊びに発展する環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。
A-1-1-2-5 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	流し台、沐浴台などが設備され清潔な環境となっている。乳児専属担当保育士を配置し、乳児との愛着関係がもてるようにしている。年間指導計画に基づき、一人ひとりの生活・健康状態を把握し毎月個別指導計画を作成し月齢を考慮した保育を実施している。SIDSの予防のため毎日プレスチェックをしている。保護者との連携を重視し、連絡帳には保育所の生活と家庭での生活を時間軸で記入されているため、家族と保育士が相互に子どもの生活がわかるようになっている。また、送迎時の情報交換を密に行い日々の保育に反映させている。



<p>A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>年間指導計画に基づき、一人ひとりの発達や健康状態を把握して毎月個別指導計画を作成し、基本的な生活習慣の形成と自分でやろうという気持ちを尊重し個性を配慮して関わっている。運動遊びや異年齢児との交流の機会を積極的に取り入れ、友達と一緒に遊ぶ楽しさ、ルールの大切さや身体を動かしてバランス力・体力の向上、さらに、自分で考え行動できる力が養われるように関わっている。</p>
<p>A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>年間指導計画に基づき、一人ひとりの発達や健康状態を把握し6ヵ月毎に個別指導計画を作成している。主体的に自分たちで遊びを生み出せる環境づくりをしたり、保育所内外の交流を積極的に取り入れている。友だちとの共同創作活動、廃材を利用した創造的な遊び、他保育所園児や小学校生徒、地域住民との交流などを通じ豊かな感性・自己表現力・他者理解を深める力・物事をやり遂げる力・譲り合い他者を尊重する力などを育てている。</p>
<p>A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>保健、医療、福祉、教育による連携した支援を受けられることができる個別支援計画「すくらむ」を保護者と作成し、見直しをしている。児童発達支援センター及び障害児通所支援事業所と連携し、相談・助言を受け、職員間で情報共有し保育に反映している。日常的に保護者と密に連携し保護者が相談できるように関わっている。障害に関する研修会を開催し職員の理解を深めたり、特別支援コーディネーターが来所し、児童の観察や保育へのアドバイスを受け保育に反映している。</p>
<p>A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>個別指導計画に長時間保育を位置づけ、伝達事項は職員間の引き継ぎノート利用やクラス担当保育士の引き継ぎ、延長日誌などで園児の状態が把握出来、統一した関わりができるようにしている。延長保育担当保育士を複数配置し、一歳児保育室で家庭的雰囲気の中で手作りのおやつを食べたり、ゆっくり遊びができるようになっている。異年齢児とも一緒に過ごしたり、個々に合わせた動きや遊びができるように環境を整備している。お迎え時の保護者との連携を密に行っている。</p>
<p>A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>個別指導計画では、家族との個別懇談を前期・後期に設定し、就学に向けた見直しをもてるように計画している。小学校との連携は、各小学校担当教員が来所し担当保育士と面談し情報交換を行い、年度末に「保育所児童保育要録」を通して引き継ぎを行っている。近隣小学校と連携会議をもち、保育所と小学校での生活にギャップが少なくなるような関わりをしている。幼保小連携交流会や小学校公開授業などにも参加している。</p>
<p>A-1-(3) 健康管理</p>		
<p>A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>a</p>	<p>保健計画は月別、年齢別に目標、保健に関する行事、活動、健康教育、家庭との連携などのきめ細かな内容で策定している。健康管理、衛生管理に関することが感染症対策マニュアルの中に記載されている。既往症、予防接種など個々の健康記録があり、疾病や怪我などの記録をしており、登園時の視診や前日体調が悪かった時は保護者から状態を聴き取り保育に反映している。職員間で情報共有が必要な場合は逐次口頭連絡をしたり、連絡ノートを利用して伝達している。定期的な身体測定を行い成長曲線をつけ記録し保護者にも伝えている。保健だよりを発行し保護者に健康情報を提供している。SIDSに関する知識を職員に周知し毎日プレチェックをしている。</p>

<p>A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p> <p>A⑩</p>	<p>a</p>	<p>定期的に内科検診・歯科検診を行っている。保護者が気になる健康状態などを把握し、嘱託医に相談している。健診結果を保護者に知らせ必要に応じて受診勧奨し、受診結果も確認している。次年度の保育計画へも反映している。齲蝕予防のために紙芝居による啓発やフッ化物洗口をしている。</p>
<p>A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p> <p>A⑩</p>	<p>a</p>	<p>食物アレルギー対応マニュアルを整備し、入所時の面談で把握し、医師の診断書提出、職員間の情報共有、保護者と献立を確認し合いアレルギーチェックを行っている。栄養士と保育士はアレルギー食チェック表により配膳と食事摂取が確実にられるよう連携している。</p>
<p>A-1-(4) 食事</p>		
<p>A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p> <p>A⑩</p>	<p>a</p>	<p>年間指導計画が策定され、年齢別・月別にねらい、指導上の配慮・援助、栄養・調理面からの配慮、家庭との連携などきめ細かな内容となっている。子どもの成長に応じたイス・テーブル、食器の扱い方など考慮している。給食にハート型の人参を混入し当った子どもを皆で祝う「ラッキーラブ」や「バイキング」「ハートハンバーグ」などは子どもの楽しみになっている。玄関に給食のサンプルを掲示したり、保護者が給食献立のレシピを自由に持ち帰れるようにしたり、四季ごと食育だよりを発行している。</p>
<p>A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p> <p>A⑩</p>	<p>a</p>	<p>献立はこども育成課と公立3保育所の栄養士が作成した共通の献立を使用している。子どもの体調、生活リズム、日中の活動量、好き嫌いなどを考慮し、量を加減しながら一人ひとりに合わせた食事ができるように配慮している。毎日栄養士が給食の状況を巡回し、子どもの声や喫食状況を把握し献立・調理に反映している。誕生会は子どもの好きなメニューを取り入れたり、年中行事に伝統食を取り入れている。食材は旬のもの、地産地消または国産を使用し、基本的に当日の納品としている。大量調理マニュアルや旭川市保育所等給食管理運営指針に則り衛生的に調理し安全な給食提供に努めている。給食試食会を設定し、保育所での食事の様子を知ってもらい給食に対して関心を持ってもらっている。</p>

A-2 子育て支援

	第三者評価結果	コメント
<p>A-2-(1) 家庭との緊密な連携</p>		
<p>A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。</p> <p>A⑩</p>	<p>a</p>	<p>送迎時の個別対応や必要時には個別記録をしたり、懇談会、おたより配布、各種活動通信、掲示板を利用したお知らせ、保育参観、親子行事など保護者と連携する機会に積極的に取り組んでいる。廊下には子どもの創作作品展示するなど保育所での子どもの育ちをわかりやすく伝えている。</p>
<p>A-2-(2) 保護者等の支援</p>		
<p>A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。</p> <p>A⑩</p>	<p>a</p>	<p>送迎時や連絡帳などで情報交換を行い、日々の保護者とのコミュニケーションを重視し信頼関係を築くような関わりをしている。保育士が個別相談を受けた場合は必要に応じて職員間で話し合い、職員連絡ノートなどで情報共有して統一した関わりが出来る様になっている。相談は必要に応じ経験の多い職員や管理職員のサポートを受ける体制があり、相談内容は個別指導計画に記録されている。</p>

<p>A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。</p>	<p>a</p>	<p>送迎時の保護者との情報交換や子どもの心身の状態をきめ細かに観察し、着替え時にも虐待の兆候の有無を把握している。虐待対応マニュアルを整備し職員の虐待対応を周知している。さらに「児童虐待の早期発見のためのチェックリスト」や「保育士のためのチェックリスト」を活用しており、保育所内で研修を実施しているが今年度は虐待事案はない。虐待の予防、早期発見のためには、職員が虐待に対する認識を高めることが重要な鍵となる。</p>
---	----------	---

A-3 保育の質の向上

	第三者評価結果	コメント
<p>A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）</p>		
<p>A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	<p>a</p>	<p>正職員・臨時保育士は、自らの保育実践を振り返り自己評価を年に2回実施している。保育士各々が自己課題を踏まえて年間自己目標や研修に組み込み保育所全体の質向上に向けている。各クラスは、担当保育士と副担当保育士で個別の指導計画に基づき、一人ひとりの子どもの育ちを捉える保育実践が出来ているか振り返るとともに、日々保育所全体で話し合い保育の課題解決に向けた協議を行い、職員相互の学び合いや協働に繋げている。</p>